



2025年12月24日

各 位

会社名 ビート・ホールディングス・リミテッド  
(URL : [www.beatholdings.com](http://www.beatholdings.com))  
代表者名 最高経営責任者 (CEO)  
チン・シャン・ワイ  
(東証スタンダード市場 コード番号 : 9399)  
連絡先 IR室マネージャー  
高山 雄太  
(電話 : 03-4570-0741)

### 第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権 の払込完了及び発行に関するお知らせ

当社の2025年12月10日付開示資料「第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行に関するお知らせ」にてお知らせした、行使価額修正条項付新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に係る払込手続きが完了し、当社は2025年12月23日付で本新株予約権を発行しましたのでお知らせします。本新株予約権の概要は、以下のとおりです。なお、本新株予約権に関するより詳細な情報については、上記開示資料をご参照ください。

#### 募集の概要

##### 本新株予約権発行の概要

① 割 当 日	2025年12月23日
② 新 株 予 約 権 の 総 数	45,000,000個
③ 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 0.25円 (総額11.25百万円)
④ 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	普通株式 45,000,000株
⑤ 行 使 期 間	2年（2025年12月24日から2027年12月23日まで）
⑥ 資 金 調 達 の 額	3,836.25百万円 (内訳) 新株予約権発行分 : 11.25百万円 新株予約権行使分 : 3,825.0百万円
⑦ 行使価額及び行使価額 の 修 正 条 件	当初行使価額 : 85円（取締役会決議の直前取引日の終値） 下限行使価額 : 42.5円（当初行使価額の50%、0.1円未満の端数は切り上げ） 行使価額は2025年12月29日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が受領された日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前の終値）の94%に相当する金額の



	0.1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該行使請求に係る通知がなされた日以降、当該修正基準日価額に修正されます。但し、修正基準日に係る修正後の価額が42.5円（以下「下限行使価額」といい、調整されることがあります。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。
⑧ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 レン・イー・ハン氏 : 9,000,000個 Cantor Fitzgerald & Co. : 36,000,000個

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額（11.25百万円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（3,825百万円）を合算した額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額ですが、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を買戻し消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上

#### ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンシングを行っています。また、子会社のGINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV : GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。